

令和7年度 地域密着型サービス等運営委員会会議録

令和8年3月10日 13:30~14:30

善通寺市役所 3階 301会議室

議題1 令和7年度 地域密着型サービスの運営評価と今後の整備方針について

- ・最近、介護サービス事業所(特別養護老人ホームなど施設系サービス、訪問介護など在宅系サービス)が赤字である所が多いと聞いた。善通寺市内の事業所は大丈夫か？
- 現状、そのようなことは耳に入ってきていない。
- ・資料1について、今年度に休止及び廃止をしている事業所があるが、利用者は困っていないか？
- 人員不足等の理由により、休止及び廃止をする事業所は少なからず存在するが、それらの事業所を利用していた方については、全員別の事業所へ移ったことを確認済である。

議題2 令和7年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業業務委託について

- ・どのような場合にケアマネジメントを委託しているのか？
- 現状、様々な事情から、善通寺市に住所を残したまま遠方の施設等に行く人がいる。そのような方については、委託を行っている。

議題3 令和7年度 地域包括支援センターの運営評価について

- ・令和7年度からの新規事業は？
- 令和7年度は、新たに足うら体操教室を開催し、介護予防の推進に努めた。
- ・善通寺市は、他市町と比較してどこに力を入れているのか？
- 認知症施策や介護予防事業に力を入れている。
- ・市民後見人を養成する取り組みを拡充してほしい。
- 制度の利用者が年々増えているため、市民後見人や専門職の担い手が不足している。今後、社会福祉協議会と連携し、養成の活動支援や制度が必要な方への支援のための活動を重点的に取り組む予定である。

議題4 令和8年度地域包括支援センター運営方針について

- ・介護予防事業について、元気な方はなかなか参加をしないと思うが、どのように周知・PRを行っているのか？
- 広報誌やHPに掲載したり、地域のふれあいいいきサロンに案内したりなどし、周知・PRをしている。
- ・包括支援センターへの相談は？
- 相談される方は増えており、電話や窓口等で日々相談対応している。さらに、昨年に比べ、介護予防ケアマネジメントの件数が増えており、支援が必要な方に対してサービスにつながるなど適切なマネジメントができていると感じている。

その他

- ・今年度、全国的にアンケートを行っている聞いたが、善通寺市も行っているのか？その結果はいつ発表されるのか？
- 本市においても、第10期介護保険事業計画策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を行っている。内容は国が示した項目に沿っており、結果については来年度公表予定である。

地域密着型（介護予防）サービスの令和7年度の運営評価と今後の整備方針

1 事業所の現状

市民しか利用することができない本サービスを提供する事業所は、12事業所となっている。

令和8年2月末時点での地域密着型（介護予防）サービス事業所の一覧と令和7年度の更新申請等受理状況は資料1のとおりである。

- ・指定更新：地域密着型通所介護 デイサービスセンターふるさと（令和7年4月15日指定更新）、
認知症対応型共同生活介護 グループホームまおの里（令和7年12月5日指定更新）、
小規模多機能型居宅介護 小規模多機能まおの里（令和7年12月5日指定更新）、
の計3事業所を指定更新したので報告する。（資料2-1・2・3）

また、小規模多機能型居宅介護 くれよんルームについて、現在指定更新の案内を送っており、今年度中に更新する予定となっている。

2 事業計画との比較と今後の整備方針

地域密着型(介護予防)サービス利用状況					R8.1審査分
	事業所数	利用件数	対前年度増減件数	給付費(円)	対前年度増減額(円)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	7	△2	902,970	△433,704
認知症対応型通所介護(介護予防)	1	13	1	1,370,655	188,470
小規模多機能型居宅介護(介護予防)	3	51	4	5,485,154	233,219
認知症対応型共同生活介護(介護予防)	4	55	3	14,490,545	804,544
地域密着型通所介護	3	50	△8	4,719,977	△649,494
合計	12	176	△2	26,969,301	143,035

利用状況を見ると、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者数は増加し、地域密着型通所介護の利用者数は減少している。利用者・給付費ともに多少の増減はあるものの、計画値と大幅に乖離していない状況であることから、事業所の整備（公募）は現在のところ予定していない。

また、令和6年度決算に伴う介護給付費等について、計画値と実績値とを比較した結果、地域密着型サービスについては、給付件数・給付費ともに計画値を上回る形になっている。しかし、介護給付費・介護予防給付費等全体で見ると、計画値に対する実績値は約99%で、ほぼ計画値どおりであり、将来推計人口等を踏まえて検討した結果、提供体制に不足はなく、特段の見直しは行っていない。

令和8年度は、令和9年度から3か年を計画期間とする第10次介護保険事業計画の策定年度となっており、現況を精査し、より実績に近い計画値の推計に努める。

地域密着型サービスの見込量

第9次高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

単位：人/月

定期的な巡回や緊急時等におけるホームヘルパーや看護師等による随時の訪問サービスが受けられます。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人数	2	1	2	2	2	2

②認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスが受けられます。

認知症対応型通所介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日数	50	54	34	36	36	36
	人数	6	6	5	4	4	4
介護給付	日数	125	162	142	145	145	145
	人数	11	13	11	12	12	12

③小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスが受けられます。

小規模多機能型居宅介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数	9	10	22	21	21	22
介護給付	人数	43	44	38	37	37	37

④認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスが受けられます。

認知症対応型 共同生活介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数	0	1	2	2	2	2
介護給付	人数	52	52	51	49	48	49

⑤地域密着型通所介護

生活行為向上のための支援を行うサービスで、少人数で生活圏域に密着したデイサービスが受けられます。

地域密着型通所介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回数	198	280	581	523	512	512
	人数	16	22	51	46	45	45

資料 1

地域密着型（介護予防）サービス事業所一覧

令和8年2月末現在

	事業所名	サービス名	事業者名	更新日	指定期限	実地指導実施日	定員
市内	くれよんルーム	認知症対応型共同生活介護 （介護予防）	医療法人社団 功寿会	令和2年8月1日	令和8年7月31日	-	18
市内	グループホーム まおの里	認知症対応型共同生活介護 （介護予防）	医療法人社団 大杉脳神経外科	令和7年12月5日	令和13年12月4日	平成31年3月11日	9
市内	グループホーム 仙遊荘	認知症対応型共同生活介護 （介護予防）	社会福祉法人 善通寺福祉会	令和4年2月15日	令和10年2月14日	-	9
市内	グループホーム ねんりん	認知症対応型共同生活介護 （介護予防）	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	令和2年2月27日	18
市内	小規模多機能 まおの里	小規模多機能型居宅介護 （介護予防）	医療法人社団 大杉脳神経外科	令和7年12月5日	令和13年12月4日	令和元年8月29日	25
市内	小規模多機能ホーム ねんりん	小規模多機能型居宅介護 （介護予防）	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	-	29
市内	小規模多機能 くれよんルーム	小規模多機能型居宅介護 （介護予防）	医療法人社団 功寿会	令和2年4月1日	令和8年3月31日	-	25
市内	脳いきいきデイサービス ねんりん学校	認知症対応型通所介護 （介護予防）	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	-	12
市内	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 愛の手ねんりん	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	医療法人社団 純心会	平成29年4月1日	令和11年3月31日	-	-
市内	デイサービスセンター ふるさと	地域密着型通所介護	株式会社 栄光	令和7年4月15日	令和13年4月14日	-	10
市内	デイサービスセンター おひいさん	地域密着型通所介護	社会福祉法人 正友会	令和2年7月1日	令和8年6月30日	-	10
市内	デイサービス しんちゃん家	地域密着型通所介護	株式会社 スフィード	令和4年12月1日	令和10年11月30日	-	15

事業所からの更新申請等受理状況

令和7年度

区 分	申請日	更 新 変更日	事業者名	事業所名	サービス名	内 容
廃止届	R7.2.28	R7.4.1	社会福祉法人 白百合福祉会	白百合荘デイサービスセンター	地域密着型通所介護	廃止
指定更新申請	R7.4.1	R7.4.15	株式会社 栄光	デイサービスセンターふるさと	地域密着型通所介護	指定更新
変更届	R7.4.30	R7.4.21	医療法人社団 大杉脳神経外科医院	小規模多機能まおの里	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	管理者変更
変更届	R7.7.1	R7.7.1	社会福祉法人 善通寺福祉会	グループホーム仙遊荘	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	運営規定 1日当たり食材費の 値上がり
変更届	R7.7.10	R7.6.18	社会福祉法人 正友会	デイサービスセンターおひいさん	地域密着型通所介護	代表者の変更 登記事項証明書変更
指定更新申請	R7.10.27	R7.12.5	医療法人社団 大杉脳神経外科医院	グループホーム まおの里	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	指定更新
指定更新申請	R7.10.27	R7.12.5	医療法人社団 大杉脳神経外科医院	小規模多機能まおの里	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	指定更新
休止届	R7.12.19	R8.1.31	医療法人社団 純心会	脳いきいきデイサービスねんりん学校	認知症対応型通所介護	休止

令和7年度介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業業務委託について

介護予防支援事業業務委託（介護保険法第58条第1項に規定する業務）

No.	委託先	委託先所在地	委託件数
1	医療法人社団 池垣クリニック	兵庫県神戸市垂水区天ノ下町11番7号	1
2	合同会社 Ivy	香川県善通寺市弘田町292番地2	6
3	営利法人 有限会社バイス	香川県綾歌郡宇多津町浜5番丁66番地3	3
4	株式会社 スフィーダ	香川県善通寺市生野町1658番地1	1
5	株式会社 ほのぼの	高知県高知市春野町東諸木3416番地	1
6	社会福祉法人 敬世会	香川県坂出市川津町1986番地8	1
7	合同会社アサノ	香川県丸亀市三条町1514番地19	1
8	合同会社和幸	香川県丸亀市飯山町東小川1255番地2	1
9	医療法人 高樹会	香川県善通寺市上吉田町四丁目5番1号	1

合計 16

介護予防ケアマネジメント事業業務委託（介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する業務）

No.	委託先	委託先所在地	委託件数
1	合同会社 Ivy	香川県善通寺市弘田町292番地2	2
2	株式会社 スフィーダ	香川県善通寺市生野町1658番地1	2
3	株式会社 A L C	香川県丸亀市郡家町443番地8	1
4	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	1
5	有限会社 ケイファミ	香川県丸亀市城東町二丁目6番43号	1

合計 7

※委託件数には、年度途中に開始または中止したものを含む。

※介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの重複あり。

善通寺市地域包括支援センター
 月次報告書 令和6年度(4月～1月)

地域支援事業

1 介護予防支援事業

総数	委託分(再掲)
4,316	53

2 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)

件数	総数	委託分(再掲)
ケアマネジメントA	794	32
ケアマネジメントB	388	0
ケアマネジメントC	256	0
合計	1,438	32

(2) 通所型サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
通所型サービスA (ささえ合いセンター)	56	466	2483

事業	性別	回数	年度初回	実人数	延人数
通所型サービスC (短期集中予防) 悠遊元気教室	男	80	4	22	140
	女		12	55	317
	小計		16	77	457

口腔機能改善

性別	回数	実人数
男	1	1
女		3
小計		4

(3) 訪問型サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
訪問型サービスC (保健師による訪問)	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 生活支援サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
生活支援サポーター派遣事業	6	39	46
訪問生活支援事業 (シルバー)	57	447	2361
合計	63	486	2407

(5) くすの木クラブ

コース	性別	回数	年度初回	実人数	延人数
運動	男	152	30	164	699
	女		84	479	2258
	小計		114	643	2957
脳トレ	男	83	8	19	57
	女		32	219	756
	小計		40	238	813
合計		235	154	881	3770

(6) 足ら健康クラブ

性別	回数	年度初回	実人数	延人数
男	18	4	8	14
女		64	226	409
小計		68	234	423

(7) 介護予防出前講座

派遣職種	件数
健康運動指導士	3
歯科衛生士	4
保健師	6
合計	13

包括的支援事業

3 総合相談支援業務

(1) ① 相談件数

			電話	来所	その他※	合計
新規 相談者	関係 機関	実人数	44	6	2	52
		延人数	95	11	2	108
	本人・ 家族等か ら	実人数	67	362	13	442
		延人数	99	437	13	549
	実人数		111	368	15	494
	延人数		194	448	15	657
継続 相談者	実人数					129
	延人数					213
合計	実人数					623
	延人数					870

②対応内容区分(重複記載)

	情報提供	連絡・ 調整	家庭訪問	苦情受付	申請代行	その他	合計
新規相談者	162	454	41	0	19	0	676
継続相談者	36	160	14	0	6	0	216
合計	198	614	55	0	25	0	892

総合相談のうち、 認知症に関する相談	件数	
	65歳以上	103
	65歳未満	1

(2) 権利擁護業務

① 相談件数

			虐待		小計	虐待以外 ※	成年後見 制度	福祉サー ビス利用 援助事業	合計
			居宅	施設					
新規 相談者	関係機関	実人数	5	0	5	0	8	1	14
		延人数	34	0	34	0	27	13	74
	本人・家 族等から	実人数	1	0	1	0	3	0	4
		延人数	3	0	3	0	9	0	12
	実人数計		6	0	6	0	11	1	18
	延人数		37	0	37	0	36	13	86
継続 相談者	実人数	6	0	6	0	40	2	48	
	延人数	27	0	27	0	130	9	166	
合計	実人数	12	0	12	0	51	3	66	
	延人数	64	0	64	0	166	22	252	

※虐待以外・・・消費者被害など

② 対応内容区分(重複記載)

		情報提供	連絡・調整	家庭訪問	苦情受付	申請代行	市長申立 支援	本人・家族 申立支援	その他※	合計
新規 相談者	虐待	0	31	6	0	0	0	0	0	37
	虐待以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成年後見	0	28	8	0	0	0	0	0	36
	福祉サー ビス利用 援助 事業	0	11	2	0	0	0	0	0	13
	小計	0	70	16	0	0	0	0	0	86
継続 相談者	虐待	0	24	3	0	0	0	0	0	27
	虐待以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成年後見	0	87	38	0	0	5	0	0	130
	福祉サー ビス利用 援助 事業	0	8	1	0	0	0	0	0	9
	小計	0	119	42	0	0	5	0	0	166
合 計	虐待	0	55	9	0	0	0	0	0	64
	虐待以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成年後見	0	115	46	0	0	5	0	0	166
	福祉サー ビス利用 援助 事業	0	19	3	0	0	0	0	0	22
	計	0	189	58	0	0	5	0	0	252

※その他・・・ケア会議等

権利擁護の相談のうち、 認知症に関する相談件数	65歳以上	65歳未満
	10	0

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① ケアマネジメント業務

	ケアマネジャー・事業所等からの相談	※ 支援困難ケース (再掲)
実人数	8	0
延相談回数	17	0

支援困難ケース等対応状況 (重複記載)

来所相談	電話相談	電話対応	訪問(単独)	同行訪問	ケア会議	受診同伴	計
4	3	10	0	0	0	0	17

② 関係機関との連絡会等の回数

主催	2
参加	0
合計	2

③ 地域ケア会議

推進会議

回数	0
----	---

個別会議(困難ケース)

回数	2
件数	2

介護予防の観点を踏まえた個別会議

回数	3
件数	3

(4) 在宅医療・介護連携の推進

	回数	参加人数
研修	1	34

在宅医療・介護連携 コーディネーター	相談件数
	0

(5) 認知症施策推進

		件数	実人数
初期集中 支援チーム	訪問	18	8
	チーム員 会議	6	9
地域支援推進員	訪問	87	62
	電話・窓口 相談	129	59

(6) 生活支援体制整備事業協議体開催

件数	2
----	---

職員体制について

職種	人数
保健師	2
社会福祉士	6
主任介護支援専門員	4
介護支援専門員	4
事務職員(センター長含む)	2
合計	18

※内4人は、介護予防ケアマネジメントが主業務

※内1人は、社会福祉士業務と兼務

善通寺市地域包括支援センター

月次報告書 R7年度(4月～1月)

地域支援事業

1 介護予防支援事業

件数	委託分(再掲)
4,705	89

2 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)

件数	件数	委託分(再掲)
ケアマネジメントA	769	40
ケアマネジメントB	465	0
ケアマネジメントC	226	0
合計	1,460	40

(2) 通所型サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
通所型サービスA (ささえ合いセンター)	59	441	2398

事業	性別	回数	年度初回	実人数	延人数
通所型サービスC (短期集中予防) 悠遊元気教室	男	78	8	44	223
	女		9	52	310
	小計		17	96	533

口腔機能改善

性別	回数	実人数
男	2	0
女		0
小計		0

(3) 訪問型サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
訪問型サービスC (保健師による訪問)	0	0	0

(4) 生活支援サービス

事業	年度初回	実人数	延人数
生活支援サポーター派遣事業	4	34	37
訪問生活支援事業 (シルバー)	64	486	2396
合計	68	520	2433

(5) くすの木クラブ

コース	性別	回数	年度初回	実人数	延人数
運動	男	276	38	195	880
	女		85	520	2529
	小計		123	715	3409
脳トレ	男	130	15	70	252
	女		32	131	447
	小計		47	201	699
合計		406	170	916	4108

(6) 足うら健康クラブ

性別	回数	年度初回	実人数	延人数
男	20	8	16	27
女		62	180	307
小計		70	196	334

(7) 足うら体操教室

性別	件数	年度初回	実人数	延人数
男	8	15	15	15
女		93	108	110
小計		108	123	125

(8) 介護予防出前講座

派遣職種	件数
健康運動指導士	6
歯科衛生士	3
保健師	7
合計	16

包括的支援事業

3 総合相談支援業務

(1) ① 相談件数

			電話	来所	その他※	合計
新規 相談者	関係 機関	実人数	30	16	4	50
		延人数	53	47	4	104
	本人・ 家族等か ら	実人数	82	331	8	421
		延人数	130	412	10	552
	実人数		112	347	12	471
	延人数		183	459	14	656
継続 相談者	実人数				78	
	延人数				126	
合計	実人数				549	
	延人数				782	

②対応内容区分(重複記載)

	情報提供	連絡・ 調整	家庭訪問	苦情受 付	申請代行	その他	合計
新規相談者	165	444	40	0	29	1	679
継続相談者	8	103	16	0	3	0	130
合計	173	547	56	0	32	1	809

総合相談のうち、 認知症に関する相談	件数	
	65歳以上	84
	65歳未満	0

(2) 権利擁護業務

① 相談件数

			虐待		小計	虐待以外※	成年後見制度	福祉サービス利用援助事業	合計
			居宅	施設					
新規相談者	関係機関	実人数	3	0	3	0	7	0	10
		延人数	5	0	5	0	41	0	46
	本人・家族等から	実人数	4	0	4	1	6	0	11
		延人数	10	0	10	14	9	0	33
	実人数計		7	0	7	1	13	0	21
	延人数		15	0	15	14	50	0	79
継続相談者	実人数	8	0	8	1	37	0	46	
	延人数	27	0	27	7	114	0	148	
合計	実人数	15	0	15	2	50	0	67	
	延人数	42	0	42	21	164	0	227	

※虐待以外・・・消費者被害など

② 対応内容区分(重複記載)

		情報提供	連絡・調整	家庭訪問	苦情受付	申請代行	市長申立支援	本人・家族申立支援	その他※	合計
新規相談者	虐待	0	14	1	0	0	0	0	0	15
	虐待以外	0	12	2	0	0	0	0	0	14
	成年後見	0	37	13	0	0	0	0	0	50
	福祉サービス利用援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	63	16	0	0	0	0	0	79
継続相談者	虐待	0	24	3	0	0	0	0	0	27
	虐待以外	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	成年後見	0	89	19	0	0	4	0	0	112
	福祉サービス利用援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	120	22	0	0	4	0	0	146
合計	虐待	0	38	4	0	0	0	0	0	42
	虐待以外	0	19	2	0	0	0	0	0	21
	成年後見	0	126	32	0	0	4	0	0	162
	福祉サービス利用援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	183	38	0	0	4	0	0	225

※その他・・・ケア会議等

権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談件数	65歳以上	65歳未満
	2	0

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① ケアマネジメント業務

	ケアマネジャー・ 事業所等からの相談	※ 支援困難ケース (再掲)
実人数	6	2
延相談回数	18	14

支援困難ケース等対応状況（重複記載）

来所相談	電話相談	電話対応	訪問(単独)	同行訪問	ケア会議	受診同伴	計
1	13	0	0	0	0	16	30

② 関係機関との連絡会等の回数

主催	2
参加	0
合計	2

③ 地域ケア会議

推進会議

回数	0
----	---

個別会議(困難ケース)

回数	1
件数	1

介護予防の観点を踏まえた個別会議

回数	4
件数	4

(4) 在宅医療・介護連携の推進

	回数	参加人数
研修	2	142

在宅医療・介護連 携コーディネー ター	相談件数
	0

(5) 認知症施策推進

		件数	実人数
初期集中 支援チーム	訪問	14	6
	チーム員 会議	2	4
地域支援推進員	訪問	90	58
	電話・窓口 相談	138	56

(6) 生活支援体制整備事業協議体開催

件数	3
----	---

職員体制について

職種	人数
保健師	2
社会福祉士	6
主任介護支援専門員	4
介護支援専門員	5
事務職員(センター長含む)	2
合計	19

※内4人は、介護予防ケアマネジメントが主業務

※内1人は、社会福祉士業務と兼務

地域包括支援センターの令和7年度の運営評価 並びに令和8年度の運営方針

1 令和7年度事業報告

令和6年度及び令和7年度（4月～1月）月次報告書（資料4-1・2）

令和7年度の運営方針において重点的に取り組む事項としていた、地域包括支援センターの機能強化について、次の事項で成果を上げることができた。

- 介護予防の推進

通いの場などに講師を派遣する介護予防出前講座を16件（昨年度13件）実施したほか、今年度は新たに「足うら体操教室」を8地区の各公民館で開催し、介護予防の普及啓発に努めた。介護予防ポイント事業は、188名（昨年度156名）の方が登録され、介護予防を普及啓発する活動を推進した。

- 認知症施策の推進

相談窓口の普及啓発と早期発見・早期対応を目的とした「もの忘れ相談会」を認知症サポート医の行天先生・大杉先生、認知症疾患医療センター（回生病院）の相談員等の協力のもと、年4回開催（3月に開催予定）し、計13名の方が相談された。既存の相談窓口に比べ本人からの相談が多く、不安の解消や早期受診・対応につながった。

チームオレンジ善通寺は、座談会を年4回開催のほか、チームオレンジだよりを発行し普及啓発を行った。また、包括主催の座談会とは別にメンバーが自主的に集い交流する居場所づくりへの後方支援を行った。

個別ケース、もの忘れ相談会、研修会等を通じて新しい認知症観の普及啓発、認知症に対する誤解や偏見の解消に向けた取り組みを実施した。

- 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護・認知症情報マップの改訂版を発行予定（3月末）。

- 成年後見制度利用の促進

成年後見制度の概要や相談窓口などの情報を市HPで発信し、相談窓口の普及啓発や潜在的な困りごとの早期発見のために専門職（弁護士、司法書士）による専門職相談会を年3回実施し、計8名の方が相談された。将来に備えての制度の利用や遺言の相談が比較的多く、相談の早期発見・対応につながった。また、令和5年度に養成した市民後見人養成研修修了者に対して、スキルアップを目的にフォローアップ研修を3回実施し活動支援に取り組んだ。

2 令和8年度の運営方針

令和8年度善通寺市地域包括支援センター運営方針（資料6）

資料中、網掛け部分が、令和8年度に重点的に取り組む事項である。

令和6年度から8年度の3か年を計画期間とする第9次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の目標を実現するために、計画の施策に沿った事業を実施する。

重点的に取り組む事項として、地域で主体的に介護予防に取り組んでもらうためにさらなる介護予防の推進や「新しい認知症観」の普及啓発、認知症に対する誤解や偏見の解消に向けた取り組みや認知症施策推進計画の策定、成年後見制度の利用促進に向けて重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの拠点としての地域包括支援センターの機能強化を推進する。

善通寺市地域包括支援センター運営方針

令和 8 年度

1 運営方針策定の趣旨

「善通寺市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で、効率的な実施に資することを目的に定めるものとする。

2 地域包括支援センターの意義・目的

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な支援を行うことを業務とする。
- (2) 地域包括支援センターは、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。
- (3) 地域包括支援センターの設置責任主体である善通寺市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。
- (4) 善通寺市は、善通寺市地域密着型サービス等運営委員会において、地域包括支援センターの運営に関する事項について協議並びに評価を実施し、適切、公平かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保する。

3 基本的運営方針

(1) 公益性の視点

- ① 地域包括支援センターは、善通寺市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

- ① 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア（個別・推進）会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ③ 生活支援等サービス協議体や生活支援コーディネーター等の事業を通じて、地域住民、福祉等関係団体、サービス利用者、ボランティア等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、不足するサービスを提案するなど、課題解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性の視点

- ① 「善通寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下「条例」という。）に規定する基準により配置した保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種が、それぞれの専門性を活かし、互いに連携を図りながら、「チーム」として、総合的に高齢者を支える。
- ② 支援の必要な高齢者の情報やサービス内容を、民生・児童委員、介護保険事業所、社会福祉協議会等関係機関と共有し連携を図りながら課題の解決に取り組む。

4 業務推進の運営方針

令和8年度は、3か年を計画期間とする第9次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となることから、事業計画の基本理念「いつまでも住み続けたいまちぜんつうじ」の実現に向け地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、さらなる地域包括支援センターの運営・機能強化に努める。

住民が主体的に介護予防に取り組むために、地域の通いの場等への健康運動指導士等の専門職派遣や足うら体操教室の回数を増加し実施することで、さらなる介護予防の普及啓発の推進を図る。認知症施策においては、「新しい認知症観」の普及啓発、認知症に対する誤解や偏見の解消に向けた取組みや認知症施策推進計画を策定する。成年後見制度の利用促進については、社会福祉協議会と連携し、市民後見人候補者に対しての活動支援や真に制度が必要な方への支援のために受任調整会議の開催などを重点的に取り組む。

(1) 介護予防支援事業

要支援1・2認定者を対象に、状態の改善と重度化の防止を目的に、条例に規定した基準を遵守した指定介護予防支援事業を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）
基本チェックリスト該当者等に対して、その心身の状況等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう必要な支援を行う。
- ② 訪問型介護予防事業
保健師等が6か月以内の期間を定めた上で居宅において相談指導等を行う。
- ③ 通所型介護予防事業
生活機能を改善するための運動器機能及び口腔機能の向上、低栄養状態の改善並びに認知症予防支援のために必要な6か月以内の期間によるプログラムを行う。
- ④ 生活支援サポーター派遣事業
介護予防サポーターを居宅等に派遣し、定期的な安否確認等を行う。

- ⑤ 訪問生活支援事業
シルバー人材センター会員による、日常生活の援助と見守りを行う。
- ⑥ 介護予防把握事業
関係団体等からの情報提供や、敬老祝金交付時に回収する 80 歳の方を対象とした相談希望調査等により、支援を必要とする方を把握する。
- ⑦ 介護予防周知事業
パンフレット等により介護予防の普及啓発を行う。
- ⑧ 通所型一般介護予防事業
65 歳以上の高齢者を対象とした運動器機能及び口腔機能の向上並びに認知症予防支援として、パワーリハビリテーション機器を活用した、くすの木クラブ運動コースや、ここ家での脳トレコースを実施する。
また、「ちょこっと体操」の普及、足うら健康クラブ、足うら体操教室、いきいき運動教室、通いの場等に講師を派遣する介護予防出前講座などを実施するとともに、参加者にポイントを付与する事業を継続し、介護予防の普及啓発に積極的に取り組む。
- ⑨ 介護予防等人材育成事業
介護予防サポーターの育成や、スキルアップのための研修会等を開催し、地域における人材の育成に取り組むとともに活動の場を提供し、介護予防事業に市民の力を活用する。
- ⑩ 地域交流促進活動支援事業
地域における高齢者の見守りや交流の場の運営を支援する。
- ⑪ 異年齢間交流介護予防活動支援事業
児童等との交流による高齢者の介護予防活動を支援する。

(3) 包括的支援事業・任意事業

- ① 総合相談支援業務
 - ア 実態把握
窓口や電話での相談のほか民生委員や地域住民等からの連絡により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。
 - イ 総合相談
地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に担う中核機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に支援を行う。
- ② 権利擁護業務
様々な問題を抱え、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者

の権利擁護のため必要な支援を行う。

ア 成年後見制度利用の促進

成年後見制度を必要とする人が、適切に利用することができるよう、担い手である市民後見人の育成・活動支援に取り組み、成年後見制度の利用促進を図る。また、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を強化するために協議会の開催や専門職による無料相談会を実施するなど、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図る。

イ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係機関と連携を図り、適切な対応を行う。また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法の措置が必要な場合は、市の担当課との連携を図って支援する。

ウ 支援困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

エ 消費者被害の防止

関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害の未然防止と被害の回復のための関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域における民生・児童委員等関係機関と介護支援専門員との連携を支援するとともに、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報提供を行なう。

イ 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の業務に関し、専門的な見地から個別指導や相談に対応する。

ウ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

エ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

オ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

④ 在宅医療・介護連携の推進

- ア 地域の医療・介護サービス資源の最新情報を把握し、改訂した在宅医療・介護・認知症情報マップを活用し、普及啓発を図る。
- イ 医療・介護関係者が参画する会議により、情報を共有するとともに、現状把握、課題抽出、課題解決等を協議し、在宅医療・介護の切れ目のない提供体制の構築を推進する。
- ウ 在宅医療・介護連携コーディネーターによる相談窓口を設置し、情報提供と関係機関との連携調整を行う。
- エ 在宅医療・介護・認知症情報マップや、「地域連携だより」の配布等により、市民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

⑤ 認知症施策の推進

- ア 地域包括支援センター内に設置した認知症初期集中支援チームにより、早期診断・早期対応に向けた支援を実施する。
- イ 認知症地域支援推進員により、認知症支援体制の構築や医療、介護、地域等の連携サポート等を実施する。
- ウ 認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方と家族、認知症サポーターなどの地域住民による「チームオレンジ善通寺」の活動の継続や「チームオレンジ善通寺だより」の配布等により、認知症を正しく理解し偏見をなくす取り組み及び地域における互助の体制づくりを推進する。
- エ 相談窓口の普及啓発と早期発見と早期対応を目的とした「もの忘れ相談会」を実施する。
- オ 在宅医療・介護・認知症情報マップを配布し、認知症ケア向上を推進する。

⑥ 生活支援体制の整備

生活支援等サービス協議体及び生活支援コーディネーターと連携し、地域における支援ニーズの把握や地域資源を発掘するとともに、関係団体等との情報共有及び連携を強化し、生活支援サービスの体制を整備する。また、就労的活動支援コーディネーターを配置し、意欲のある高齢者の就労的活動を支援するなど、高齢者の社会参加の促進に努める。

⑦ 地域ケア会議の推進

保健、医療、及び福祉の専門的知識を有する者や関係機関による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を定期的で開催し、適切な支援と地域包括ケア体制に関する検討を行う。

⑧ 任意事業

- ア 家族介護教室を開催し、在宅での支援が必要な高齢者と、その家族に寄り添った支援を充実させる。
- イ 真に必要なサービスを適正に提供し、介護給付費適正化に努める。
- ウ 成年後見制度の申立てにかかる費用や報酬の助成支援を行う。